

名である。

右終了後祝辞、祝電の披露、會計審査報告あり、東京専賣局の労働組合壓迫抗議の緊急動議を可決し、議事に入る。

議 事

一 官業労働総同盟機関紙統一の件 (本部提出) 委員附託
現在労働の九州及び向上新聞を本部機関紙に統一し月一回発行すること。議長指命による委員附託と存す。

二 昇給率改善の件 (同志會提出) 可決
現在昇給率一ヶ月一或四厘を五或とする。実行方法は職工規則第七十九條の日給一月七十或迄は年五或二回一月七十或以上は毎年一回十或の規約を適用することと当局に要求すること。

三 解雇手當並に退職手當制定の件 (大阪向上會提出) 可決

(解雇手當)

勤続一年未満 日給七十五日分

一年以上五年未満は一月分を増す毎に日給二日分を増すこと。

五年以上十年未満は二月分を増す毎に日給三日分を増すこと。

十年以上は三月分を増す毎に日給四日分を増すこと。

(退職手當)

勤続三年未満は解雇手當の三分の二

三年以上五年未満 三分の二

五年以上は解雇手當と同額

実行方法、中央委員會一任

四 官業労働総同盟會費値上の件 (大阪煙草)

従来本部費一或と二銭とすること。

実行方法、委員附託

委員附託